

2017年3月14日

「幼稚園教育要領案について」の意見

山口県高等学校教員組合

1. 「改訂案」は、前文を新たに設け、教育基本法の第2条の目標を掲げ、「我が国と郷土を愛する」など「愛国心」の押しつけを幼稚園段階から強化するものとなっています。国旗・国歌に親しむことをはじめ、特定の価値観の押しつけによる子どもの「内心の自由」への侵害が強まることが懸念されます。もし、これが教育勅語暗唱などを求める森友学園の幼児教育を目指しているのであれば、憲法の理念と真っ向から反するものであり、容認できません。国家権力は、教育の目標・内容に対して抑制的であるべきです。

2. 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として10項目の「資質・能力」を示し、それらを「幼児の幼稚園修了時の具体的な姿」として求めるとしています。しかし、成長・発達の主体はあくまでも子ども自身です。幼児が、どのような資質や能力を身につけるかは、それぞれが学び続ける中でつかみ取っていくものであり、保護者や地域、教職員とともに考え、合意を積み重ねながらつくっていくものです。

また、10項目もの「資質・能力」は保護者・国民が求めていることではなく、国や財界が求める「人材」の具体化ではないかと危惧されます。「社会に開かれた教育課程」も、どのような社会に開かれているのか、誰がその社会を決めているのか極めて曖昧です。結局は人格形成が「学校教育を通してよりよい社会をつくる」という特定の方向に方向付けられるという結果をまねきかねません。「改訂案」は、子どものさまざまな能力の成長・発達を促すという視点からではなく、社会の変化を前提にして、それへ子どもたちをいかに適応させるかという視点を根幹に置いているのではないかと思います。こうしたことは、教育における自由や自主性・創造性を奪い、教育活動を窒息させ、園児にとっても教職員にとっても息苦しいものにしてしまうものです。

3. 従来からの五領域に加え、「思考力の芽生え」「数量・図形、文字等への関心感覚」など、新たに教科的な内容を加えています。幼稚園段階では、遊びを通じて、その後の学びや創造性が豊かになります。幼稚園で小学校教育の先取りをすることは、子どもの発達段階を無視し、逆に小学校以降の深い学びや創造性を奪うことになりかねません。

4. 家庭や地域の人々にも「資質・能力」の育成が期待されるとしていますが、これも国が定めた特定の方向への協働を要請するものであるのならば、それは幼稚園要領の枠を超えているものと言わざるをえません。幼稚園教育要領案を大綱的に定めるというのであれば、憲法と子どもの権利条約にもとづき抜本的に見直すことが求められます。

以上